

米国予算法案（OBBB法案）と注目点

研究主幹 峰尾 洋一

トランプ大統領の発想を詰め込んだ法案

米国の予算法案である通称One Big Beautiful Bill Act（以下OBBB法案）が5月22日下院で可決された。法案の中には第一次トランプ政権で成立した減税法では2025年末期限だった所得税減税の恒久化やバイデン政権時のクリーンエネルギー関連税控除の改廃、チップや時間外勤務所得への2028年までの免除措置、低所得者向け医療保険や食費補助への制限、国境警備や移民対策への拠出増、連邦所有地での化石燃料開発許可拡大、債務上限枠の増額などを含み、トランプ政権の政策が網羅的に盛り込まれている。同法案はバイデン政権下のインフレ抑制法（IRA）などと同様、財政調整措置の枠組みで上下院とも単純過半数の賛成で成立させる^{（注1）}ことが想定されている。米議会での立法では上下院で別の法案として成立させた後、両法案の相違点を調整の上で一法案に集約させる必要がある。下院での成立を受け、今後は上院共和党の動きが本法案の成否に影響することとなる。

OBBB法案による影響の評価

下院通過以降、民主党議員からの問い合わせに答える形で、議会予算局によるOBBB法案の評価が行われている。所得税減税の延長拡大を始めとした減税措置により、2034年までに歳入の減少が3.7兆ドル、歳出の減少が1.3兆ドルとなり、ネットでは2.4兆ドルの財政赤字拡大が見込まれる（左下図）。また減税により高所得者層の家計所得は大きく増額する一方、社会福祉への制限（医療保険や学校給食補助への適用条件厳格化）により低所得者層の家計所得は減少する（右下図）。議会予算局はOBBB法による条件厳格化とバイデン政権下で成立した低所得者層向けの医療保険料補助（税額控除）を更新しないことなどにより、1,600万人が医療保険へのアクセスを失うと試算している。

報復税法（899条）

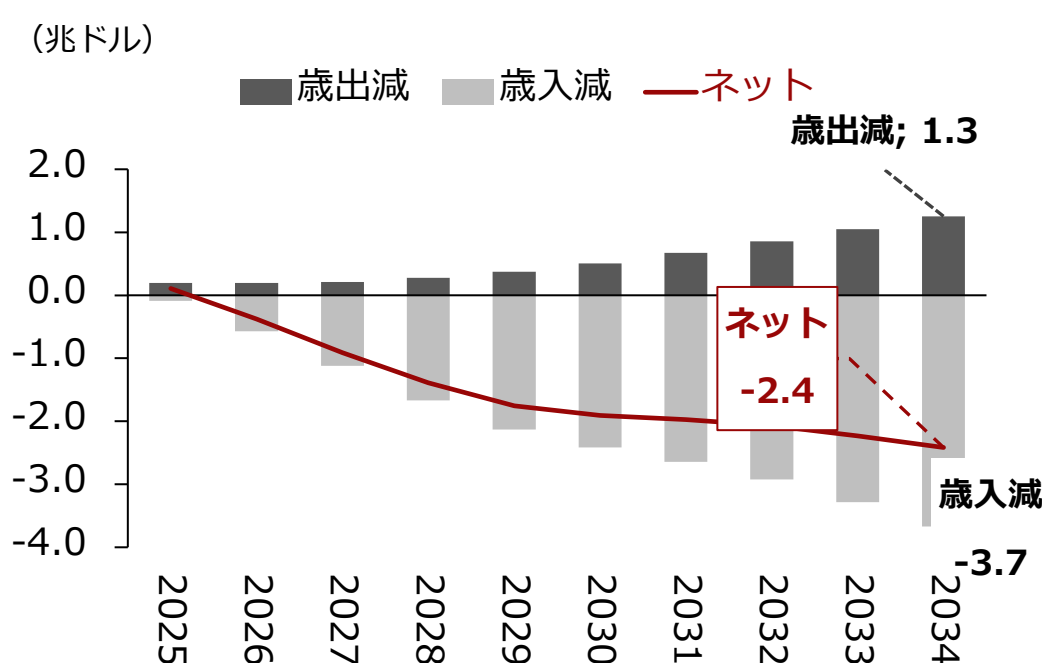
OBBB法には、米国が不公平とみなす税制を採用している国々の投資家等に対し、米国で得た所得への税率引き上げの内容（899条）が含まれる。不公平な税制にはデジタルサービス税（digital services taxes）、軽課税所得ルール（undertaxed profits rules）、迂回利益税（Diverted profits tax）、その他米国人が海外において不当に経済的負担を負わされるような税制が含まれる。こうした税制を採用する国々の政府、企業、個人が、米国内から得る配当、金利、その他の所得などに対して追加の税金が課される（初年度は5%、以降4年間に亘って上昇し最大20%までの追加税率が適用）ことを始め、税徴収強化の内容を含む。

OBBB法案の行方

上院では下院法案と見合いの法案の審議が進んでいる。多数党である共和党上層部は米国独立記念日の7月4日までの成立を目指す。前述の通り本法案は単純過半数で可決可能であり、共和党内の意見統一が成立の決め手となる。党内の反対の声は低所得者向け医療保険制限（地方出身の議員：支持者層に保険利用者が多い）、財政赤字拡大（財政規律を重視する保守派議員）などの点に集中する。899条に対してビジネス界から不安の声も上がっているが、削除を含む抜本的な修正が行われるかどうかは予断を許さない（ベッセント財務長官は公聴会で「米企業の利益が外国の国庫に不当に吸い上げられることを防ぐには必須の内容」と発言）。仮に法案が成立した場合、適用次第で米国に進出している本邦企業への影響は甚大となる恐れがあり、その動向には注視が求められる。

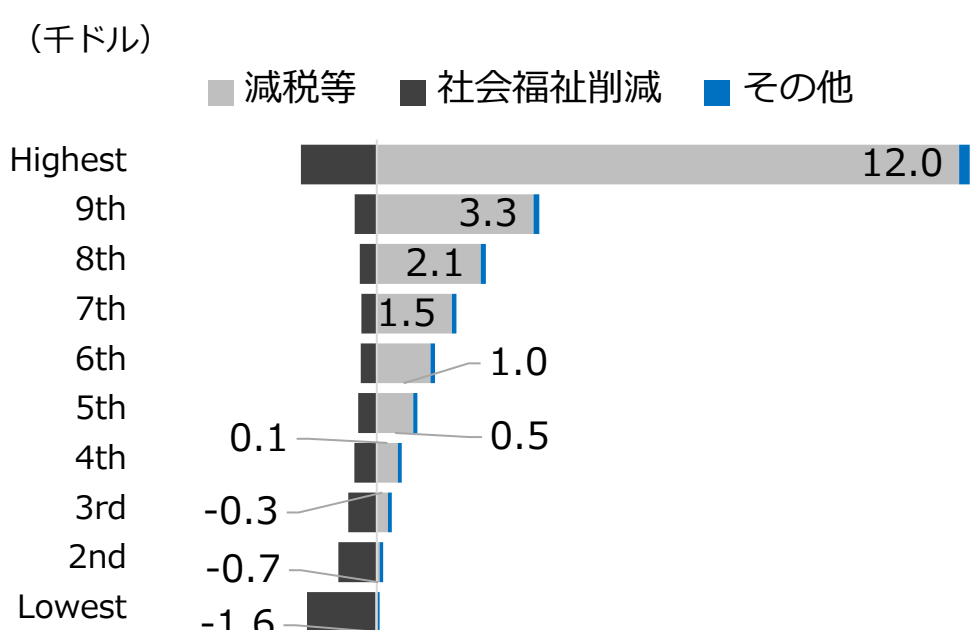
（注1） 一般的に上院では60（100議席中）の賛成がないと法案の成立は難しい。

▽OBBB法による予算への影響累計試算



（出所）議会予算局のデータより丸紅経済研究所作成

▽階層別家計所得の影響（2025-34の年平均）



（注） データラベルはネットの数値

（出所）議会予算局のデータより丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

峰尾 洋一 (Yoichi Mineo)

Mineo-Y@marubeni.com

研究主幹

研究分野：米国全般

丸紅入社後、財務部及び丸紅米国会社（2001年から2004年、2011年から2016年）にてプロジェクト金融並びにクロスボーダーM&Aを担当。1999年から2001年まで国際金融公社出向、アジア危機後の金融機関再生に従事。2004年から2006年までダイレクトマーケティングのベンチャー企業で上場担当。2017～23年丸紅米国会社ワシントン事務所長。2024年から丸紅経済研究所にて、米国政治経済を中心に分析、論説を行う。慶応大学商学部卒業。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。